

令和4年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業 補助金交付申請の手引き

- ◆ この「補助金交付申請の手引き」と「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱」を十分にご確認いただいたうえで申込みと申請を行ってください。
- ◆ 「一般財団法人宮城県建築住宅センター」が、宮城県の補助を受け、スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の申請窓口・審査・支払いを一括して行います。

【お問い合わせ先、申請書の提出先】

一般財団法人宮城県建築住宅センター 住宅保証課
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 1-20 ふるさとビル 6 階
TEL 022-265-3605 FAX 022-213-2789
ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp>
メールアドレス sumaene@mkj.or.jp

【窓口開設期間】（交付申請の受付期間は、10ページに記載のとおりです）

窓口開設期間 令和4年4月28日（木）～令和5年3月31日（金）
受付時間 9:00～12:00 及び 13:00～16:00
休業日 土・日曜日、国民の祝祭日、8月15日（月）、12月29日（木）～1月3日（火）

本手引きは補助金交付申請に当たり、補助金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱及び一般財団法人宮城県建築住宅センターの定めるところにより運用されます。

令和4年5月

20220705

目 次

事業概要 P 1～7

- 1 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金について
- 2 補助対象者、補助対象住宅
- 3 補助対象設備等、補助金額
- 4 補助対象となる設備等の要件
 - (1) 太陽光発電システム
 - (2) 地中熱ヒートポンプシステム
 - (3) 蓄電池
 - (4) V2H（住宅用外部給電機器）
 - (5) 家庭用燃料電池（エネファーム）
 - (6) 既存住宅省エネルギー改修
 - (7) みやぎゼロエネルギー住宅

申請手続き P 8～12

- 1 申込から交付までの流れ
- 2 申込の方法

申請時の提出書類 P 13～23

…申請書や添付書類の作成方法について解説しています。

みやぎスマエネ倶楽部について P 24

事業概要

1 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金について

みやぎ環境税活用事業

家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減を図り、あわせて災害時における電源等の確保に寄与することを目的に、下記の7つの設備導入・工事を行った県民に対して、経費の一部を補助します。（リース等所有権が申請者に移らないものは対象外です。）

- ①太陽光発電システム
- ②地中熱ヒートポンプシステム
- ③蓄電池
- ④V2H（住宅用外部給電機器）
- ⑤家庭用燃料電池（エネファーム）
- ⑥既存住宅省エネルギー改修
- ⑦みやぎゼロエネルギー住宅

なお、同一住宅かつ同一区分の補助金申込は原則として一度限り（前回の設置工事以降、設置した住宅自体が建て替えられた場合を除く）となりますので、既に本補助を受けて設置した設備等の取替に当たる場合は、原則として再申込できません。ただし、下表で再申込可となっている場合は、同一年度内の再申込ではない限り再申込可能です。

区 分	内 容	再申込の可否
太陽光	受給最大電力が 10kW を上回らない範囲の増設	可
	以前に本補助（対象住宅の新築時に ZEH 区分の補助※1を受けた場合を含む）を受けて設置した設備の取替	不可
蓄電池、エネファーム、V2H、地中熱	以前に本補助を受けて設置した設備の取替	不可
省エネ改修	以前に本補助を受けていない開口部又は断熱部位※2の改修	可

※1 ZEH（H28～H31）・太陽光 ZEH 型（R2～R3）の補助

※2 断熱材の場合、以前に天井区分で本補助を受けた場合であっても、階が異なる等、前回と異なる天井に施工する場合も可

この事業の実施については、「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業の補助金交付申請をされる方は、本手続きのほか要綱もご一読いただき、その内容を十分理解したうえで、手続きを行ってください。

2 補助対象者、補助対象住宅（要綱第3、4参照）

下記の全ての要件を満たす方と住宅が対象となります。

【要件】

- ① 宮城県内に住所を有する個人または宮城県内に本拠を置く法人（個人事業主を含む）であること。
 - ・補助対象者が法人または個人事業主の場合は、申請する住宅が住居用途として登記され、かつ、法人の代表者が居住する場合に限り補助の対象となります。
- ② 全ての県税に未納がないこと。
- ③ 暴力団員または暴力団関係事業者でないこと。
- ④ 太陽光発電システムを申請する方は、「みやぎスマエネ倶楽部」へ入会申込すること。
※ただし、次の場合は入会申込不要です。
 - ・太陽電池モジュールのみを増設し、パワーコンディショナを増設しない場合
 - ・給電部分に住居用途以外を含む場合
 - ・電力会社への売電を伴わない、系統連系のみを行う場合
 - ・既に他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトに登録している場合
⇒令和4年度の国 ZEH 補助金に申請し、Jークレジット事業の実施に関する意思表示として「Jーグリーン・リンクージ倶楽部」での実施に同意した方は、スマエネ倶楽部には参加ができないため、申込不要です。

★みやぎスマエネ倶楽部とは？ ⇒24ページ
- ⑤ 補助対象住宅が宮城県内に所在し、申請者自らが居住していること。
 - ・住宅の所有者が、単身赴任等で申請住宅以外にお住まいの場合でも、生計を同一にする親族が居住している場合は補助の対象となります。（申請住宅の所有者以外の方は、申請することができません。）⇒22ページ
 - ・賃貸住宅やセカンドハウス等、申請者本人または生計同一者が居住していない住宅は対象になりません。

3 補助対象設備等、補助金額

補助対象設備等		補助額・率
創エネ	太陽光発電システム	4万円/件
	地中熱ヒートポンプシステム	経費の1/5（上限50万円）
蓄エネ	蓄電池	6万円/件
	V2H（住宅用外部給電機器）	6万円/件
省エネ	家庭用燃料電池（エネファーム）	10万円/件
	既存住宅省エネルギー改修	（下記参照）
	みやぎゼロエネルギー住宅	40万円/件

○省エネ改修の補助金額

補助対象			補助金額	
窓等 開口部	内窓設置、外窓交換 (外枠の面積)	2.8㎡以上	20,000 円／箇所	上限 10 万 円
		1.6㎡以上 2.8㎡未満	14,000 円／箇所	
		0.2㎡以上 1.6㎡未満	8,000 円／箇所	
	ガラス交換 (ガラスの面積)	1.4㎡以上	7,000 円／枚	
		0.8㎡以上 1.4㎡未満	5,000 円／枚	
		0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000 円／枚	
	ドア交換	開戸 1.8㎡以上、引戸 3.0㎡以上	25,000 円／箇所	
		開戸 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸 1.0㎡以上 3.0㎡未満	20,000 円／箇所	
外壁等	外壁	部位毎に、下表の最低使用量を上 回る場合は右の全部位として、下 表の最低使用量を下回るものの括 弧内の数量を上回る場合は、右の 部分として申請が可能。※	全部位	100,000 円
			部分	50,000 円
	屋根・天井		全部位	32,000 円
			部分	16,000 円
	床		全部位	60,000 円
			部分	30,000 円

※「全部位」または「部分」とは、住宅の全てまたは一部だけを施工したことを指すわけではなく、施工量によって判断します。例えば、外壁にCランクの断熱材を施工する場合、6㎡以上施工すれば、施工範囲が外壁全てでなかった場合でも「全部位」として申請できます。逆に、外壁の一部に施工したとしても施工量が2.9㎡の場合は、「部分」の使用量に該当しないため、補助金は申請できません。

【断熱材の最低使用量】

断熱材区分	熱伝導率 【単位：W/㎡・K】	断熱材最低使用量【単位：㎡】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、B、C	0.052～0.035	6.0 (3.0)	6.0 (3.0)	3.0 (1.5)
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)	3.5 (1.8)	2.0 (1.0)

- ・括弧内の数量は部分改修の場合の最低使用量となります。
- ・断熱材区分は要綱別紙判断基準をご覧ください。

4 補助対象となる設備等の要件（要綱第5参照）

（1）太陽光発電システム

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- イ 電気事業者の電力系統に連系していること。
- ロ 次のいずれかに該当すること。（詳しくは12ページをご覧ください。）
 - （イ）電力受給開始日が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。
 - （ロ）住宅の新築と同時に設置した場合※1で、当該新築住宅の引渡証明書等に記載された引渡日が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であり、かつ、電力受給開始日が、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間であること。
- ハ 太陽光発電システムにより発電した電気が、住宅部分※2で消費されていること。
- ニ 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電設備であること。（増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。）
- ホ 新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品（一度も系統連系を行ったことのないもの。）であること。

※1 電力受給開始日が、新築住宅の引渡日より前である場合に限りです。詳しくは12ページをご覧ください。

※2 住居部分と同じ（離れを含む）電気系統内に、住居用途以外が含まれている場合でも、住居用途の面積が、全体の延べ床面積の半分以上を超えている場合は、申請が可能です。（登記上の面積比で判断いたしますので、建物登記をご提出いただきます。）

★ 太陽光発電システムが搭載されているモデルハウスを購入した時は？

⇒一度も系統連系していない太陽光発電システムが設置されており、申請者自身が新規に受給契約を締結した場合は、補助対象になります。

★ 売電契約を締結しない場合は？

⇒系統連系している場合は補助対象となります。提出書類については、19ページをご覧ください。

（2）地中熱ヒートポンプシステム

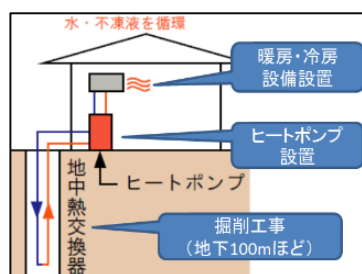
下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。（クローズドループ方式、オープンループ方式のいずれかを問わずご申請いただけます。）

- イ COP3.0※1以上のもの。
- ロ 地中熱交換器（熱交換井等も含む）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱・放熱ができるもの。
- ハ 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するもの。
- ニ 前項の基準を満たす工事を完了した日（様式第2号別紙1 補助対象設備概要書により確認）が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。

※1 COP（Coefficient of Performance）：冷暖房機器のエネルギー消費効率をチェックするための係数。[COP＝冷暖房能力(kW)÷冷暖房消費電力(kW)]

○補助対象経費（補助金額：補助対象経費の1/5、上限50万円）

…補助対象機器（付帯機器を含む）の購入費用及び設置にかかる工事費用（機器設置と一体不可分の工事に限る）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額。（千円未満切り捨て）



◀地中熱ヒートポンプシステム導入のイメージ（クローズドループ方式）

- 補助対象経費
…ヒートポンプや冷暖房機器の購入費、設置費、掘削工事費等
- 補助対象外となる経費の例
…調査費、設計費、管理費、手数料、諸経費等

(3) 蓄電池

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

イ 国のZEH補助金の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録をされているものであること。

【登録設備（令和3年度以降の対象設備に限る）】 <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

ロ (1) のイ、ハ及びニを満たす太陽光発電システムを、既に設置しているか、又は蓄電池と併せて新たに設置すること。

ハ 次のいずれかに該当すること。（詳しくは12ページをご覧ください。）

(イ) 蓄電池の引渡日※1 が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。

(ロ) 蓄電池の引渡日が、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間であり、かつ太陽光発電システムの電力受給開始日が、令和3年12月1日以降であること。

(ハ) 蓄電池の保証書に記載された保証開始日が実際の引渡日と異なる場合は、引渡日が令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間であり、かつ保証書に記載された保証開始日が、令和3年12月1日以降であること。

ニ 蓄電池から供給される電気が、住宅部分で消費されていること。（4ページ(1)の※1 参照）

ホ 新たに設置するものとし、未使用品であること。

※1 住宅の新築と同時に設置する場合は、住宅引渡証明書等に記載の住宅の引渡日に読み替えます。
（住宅引渡証明書等の提出が必要です）

(4) V2H（住宅用外部給電機器）

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

イ 国のV2H補助金の補助対象設備に、一般社団法人次世代自動車振興センターによりV2Hとして登録をされている製品であること。

【登録設備（令和3年度以降の対象設備に限る）】 <http://www.cev-pc.or.jp/>

ロ (1) のイ、ハ及びニを満たす太陽光発電システムを、既に設置しているか、又はV2Hと併せて新たに設置すること。

ハ 次のいずれかに該当すること。（詳しくは12ページをご覧ください。）

(イ) V2Hの引渡日※1 が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。

(ロ) V2Hの引渡日が、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間であり、かつ太陽光発電システムの電力受給開始日が、令和3年12月1日以降であること。

(ハ) V2Hの保証書に記載された保証開始日が実際の引渡日と異なる場合は、引渡日が、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間であり、かつ保証書に記載された保証開始日が、令和3年12月1日以降であること。

ニ V2Hから供給される電気が、住宅部分で消費されていること。（4ページ(1)の※1 参照）

ホ 新たに設置するものとし、未使用品であること。

※1 住宅の新築と同時に設置する場合は、住宅引渡証明書等に記載の住宅の引渡日に読み替えます。
（住宅引渡証明書等の提出が必要です）

(5) 家庭用燃料電池（エネファーム）

下記の全ての要件を満たすシステムが対象となります。

- イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）により指定をされているものであること。
【指定設備（令和3年度以降のリストのものに限る）】 http://fca-enefarm.org/registration_list.html
- ロ 次のいずれかに該当すること。（詳しくは12ページをご覧ください。）
 - （イ）家庭用燃料電池の引渡日※1が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。
 - （ロ）家庭用燃料電池の保証書に記載された保証開始日が実際の引渡日と異なる場合は、引渡日が、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間であり、かつ保証書に記載された保証開始日が、令和3年12月1日以降であること。
- ハ 家庭用燃料電池から供給される電気及び熱が、住宅部分で消費されていること。（4ページ(1)の※1参照）
- ニ 新たに設置するものとし、未使用品であること。

※1 住宅の新築と同時に設置する場合は、住宅引渡証明書等に記載の住宅の引渡日に読み替えます。
（住宅引渡証明書等の提出が必要です）

(6) 既存住宅省エネルギー改修

下記の全ての要件を満たす工事が対象となります。

- イ 既存住宅であること。
- ロ 補助の対象となる工事は、次のいずれかに該当し、下表に定める基準を満たすものであること。
 - （イ）外気に接する窓等開口部の断熱改修工事
 - （ロ）外気に接する屋根又は天井の断熱改修工事
 - （ハ）外気に接する壁の断熱改修工事
 - （ニ）外気又は外気に通じる床裏に接する床（外周が外気等に接する土間床等。）の断熱改修工事
- ハ 下表に定める基準を満たす改修を完了した日（様式第2号別紙2工事概要書により確認）が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。

○工事の基準

断熱改修工事の内容	工事の基準
外気に接する窓等開口部	断熱改修工事に使用する建具、ガラス及び断熱材の性能は、別紙判断基準の断熱性能を有するものとする。
外気に接する屋根又は天井	
外気に接する壁	
外気又は外気に通じる床裏に接する床	

(7) みやぎゼロエネルギー住宅

下記の全ての要件を満たす住宅の新築または新築建売住宅の購入が対象になります。

- イ 新築（新築建売住宅を取得した場合を含む。）の住宅であること。
- ロ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（「BELS」等、第三者認証を受けているものに限る。）にて、『ZEH』又はNearly ZEHであることを示す証書^{※1}を取得していること。
- ハ 平成28年省エネルギー基準（ ηAC 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、住宅の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）が、3地域：0.38 [W/m²K] 以下、4地域：0.46 [W/m²K] 以下、5地域：0.48 [W/m²K] 以下であること。^{※2}
- ニ （1）イ及びハからホを満たす太陽光発電システムを導入すること。
- ホ 建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」に準拠するエネルギー計算において、次のいずれも満たすこと。^{※2}
 - （イ）再生可能エネルギー等を除き、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
 - （ロ）再生可能エネルギー等を含め、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から100%以上（多雪地域^{※3}においては75%以上）削減されていること。
- ヘ （3）イ、ロ、ニ及びホを満たす蓄電池又は（4）イ、ロ、ニ及びホを満たすV2Hを導入すること。^{※2}
- ト 住宅の引渡日が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間であること。
- チ （1）から（6）までのいずれの設備等についても、本補助の申請をしていないこと。

※1 U_A 値を記載しているBELS評価書を取得していない住宅は対象とはなりません。（引渡後でも取得自体は可能です）なお、ホ（ロ）の基準適合の関係から、Nearly ZEHについては、実質的に多雪帯に施工される住宅のみが対象となります。

※2 ZEHの基準よりも高い基準であるため、ZEHの認定住宅であっても必ずしも基準に適合するとは限りません。

※3 多雪地域とは、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域を指します。

★2世帯住宅の場合は？

- ・建築基準法上の一戸建ての場合：住宅所有者が一件申請できます。
- ・建築基準法上の長屋かつそれぞれの住戸の居住者が共有で所有権を登記している場合：各住戸が交付要件を満たす場合は、それぞれ申請できます。（設備が各住戸独立して設置され、BELS評価書も各住戸で取得する必要があります。）

★併用住宅の場合は？

住宅部分が過半を占めている場合は申請できます。

申請手続き

【補助金を受ける際の注意点】

(1) 申込

- 申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、表紙に記載の申請窓口に、郵送またはメールのいずれかの方法で提出してください。メールによる申込の場合は、受信確認のメールを返信いたしますので、申込書が届いたことを確実に確認したい場合は、極力メール（または配達記録付の郵便）をご利用ください。
- 申込の手段及び理由の如何に関わらず、受付期間最終日の17時までに宮城県建築住宅センターに到達しなかった場合は、申込受付とはなりません。
- 申込前に、申込内容に間違いがないことを必ずご確認ください。申込金額が誤っている場合でも、申込金額を上回る申請はできません。

(2) 交付申請

- 申込後予算額を上回る申込があった場合、抽選後審査対象となった方のみ、宮城県建築住宅センターから「審査対象通知書」が送付されます（手続代行者が申込書を提出した場合は、代行者にのみ通知します。）。「審査対象通知書」が送付された場合にのみ、交付申請が可能です。
- 申請書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、必要書類一式を郵送により提出してください。（簡易書留など配達記録が残る方法で提出してください。）
- 交付申請書類に不備がある場合は、当該不備に係る補正が完了した時点で提出があったものとし、ます。
- 不備を指摘してから2週間経過しても不備が解消されない場合、お預かりした申請書類を返送いたします。
- 提出された書類に不備があった場合、原則としてメールにより連絡をいたしますので、申請書には、添付ファイルが受信可能なメールアドレス及び平日の日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 交付対象外となり申請書類の返却を希望する場合は、切手を貼った返信用の封筒を郵送してください。

(3) 補助金交付決定及び額の確定

- 交付申請書の提出があった時は、その内容を審査し、要件に適合すると認められる時に、交付決定をします。
- 交付決定兼確定通知書は、申請者本人に郵送します。手続代行者には通知しません。
- 送付された交付決定兼確定通知書は、令和6年3月31日まで大切に保管してください。確定申告に必要な場合がありますが、紛失した場合の再発行は原則できません。

(4) 補助金の交付

- 指定の口座に「ザイ ミヤギケンケンチク」の名称で振り込まれます。
- 申請書の不備がない状態から振込までの所要日数は平均で55日程度です。申請者に通知される交付決定兼確定通知書に、振込予定日が明示されます。

(5) 手続代行者

- 申請者は、補助対象設備の販売をする業者等に手続の代行を依頼することができます。
- 手続代行者は、申請者から依頼された手続を信義に従い誠実に実施しなければなりません。
- 手続代行者が申請を代行する場合であっても、必ず申請者ご自身で申請内容を確認してください。

(6) 取得財産の管理等

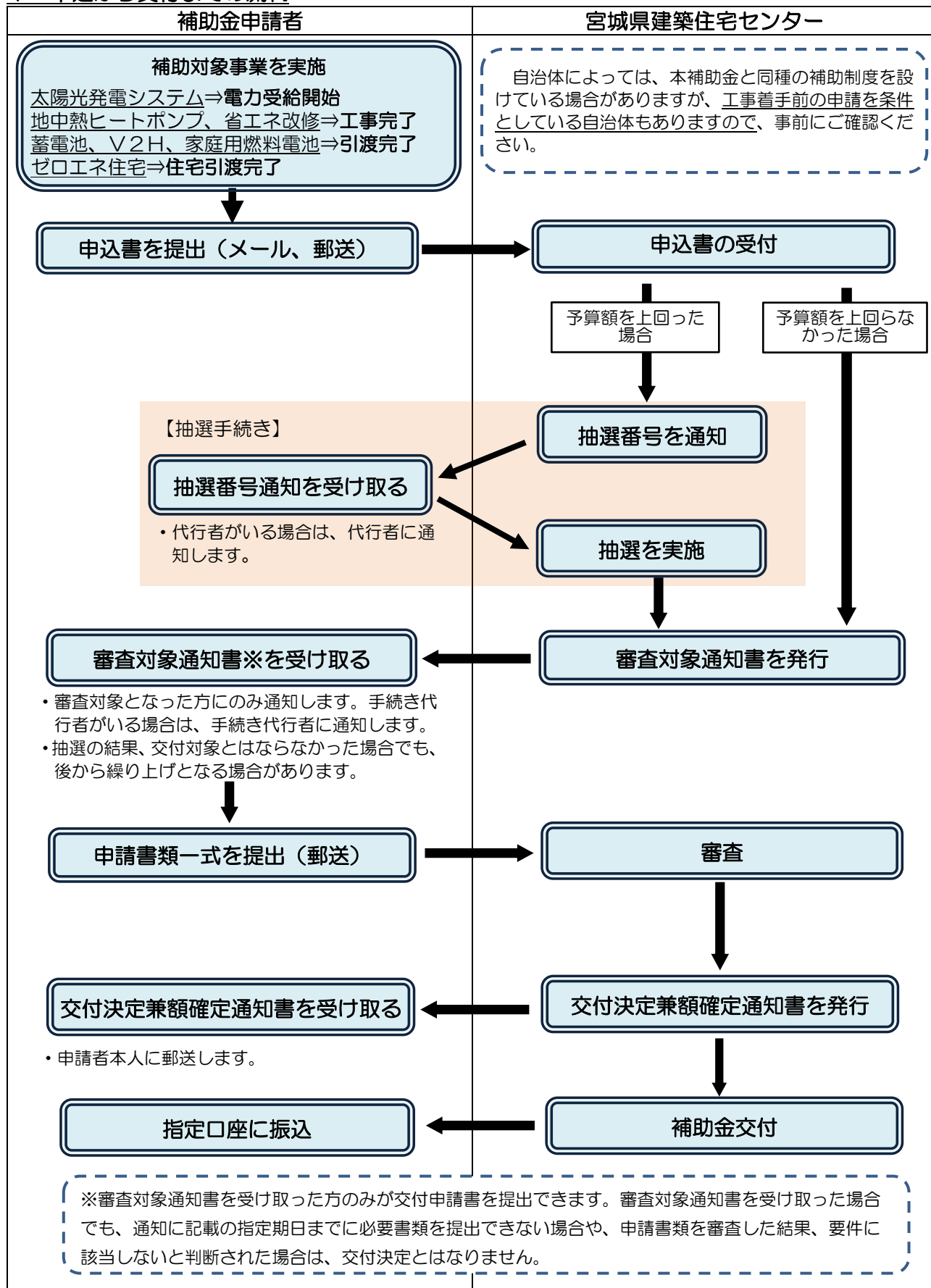
- 補助金受給者は、補助金が交付された設備又は住宅（以下、取得財産という）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければなりません。
- 天災地変その他補助金受給者の責に帰すことのできない理由により取得財産がき損され、または滅失した場合は、き損・滅失届（様式第3号）によりその旨を理事長に届け出なければなりません。
- 補助金受給者は、令和6年3月31日までは、取得財産を処分※することができません。やむを得ず処分をする場合には、財産処分承認申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければなりません。この場合、補助金の全部または一部の返還が必要になる場合があります。

※処分とは、補助対象設備等を譲渡・貸与・担保供与・廃棄等を行うことを指します。

(7) 交付決定の取り消し、補助金の返還等

- ・不正な手段により、または要綱の規程に反して補助金の交付決定を受けた場合、あるいは交付決定の内容に違反した場合等には、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

1 申込から交付までの流れ



2 申込の方法

- ・補助対象設備等ごとに定めている基準日が、対象期間に合致する募集区分にのみ申込が可能です。
基準日が合致しない期には申込できませんので、ご注意ください。
- ・誤った募集期間に申込んだ場合（または申請書類の審査中に、募集期間の誤りが発覚した場合）、正しい募集期間が次回以降であれば、再度申込みできます。正しい募集期間の次回以降の募集期間に誤って申込んだ場合は、再度申込できません。
- ・過去に申込みをしたことがある補助対象設備等は、原則として再申込はできません。また、過去に補助を受けた補助対象設備等を交換した場合も再申込はできません。ただし、太陽光発電システム及び省エネ改修区分については、新たに設置等を行い、かつ、同一年度内に本補助金の申込みをしていない場合は、申込み可能です。（詳しくは 1 ページをご覧ください。）
- ・申込にあたっては、**申込書 1 枚のみ**を、メール、郵送のいずれかの方法で提出してください。メールによる申込の場合は、受信確認のメールを返信いたしますので、申込書が届いたことを確実に確認したい場合は、極力メール（または配達記録付の郵便）をご利用ください。
- ・宮城県における再エネ熱利用を促進する観点から、「地中熱ヒートポンプシステム」は、抽選を経ず、優先的に審査対象となります。

【募集期間・対象期間・予算額】

募集区分	募集期間	対象となる基準日の期間	予算額（円）
一次募集	令和4年5月16日(月) ～5月27日(金)	令和3年12月1日 ～令和4年4月30日	109,536,000
二次募集	令和4年8月29日(月) ～9月9日(金)	令和4年5月1日 ～8月31日	86,064,000
三次募集	令和4年11月28日(月) ～12月9日(金)	令和4年9月1日 ～11月30日	65,200,000

【補助対象設備等ごとの基準日】

補助対象設備等	基準日	確認書類
太陽光発電システム	太陽光受給開始日※	売電契約を締結している場合：電力受給契約確認書の写し 売電契約を締結していない場合：系統連系に係る契約書類の写し
蓄電池	引渡日等※	設備引渡証明書（住宅の新築と同時に設置する場合において、新築住宅の引渡日を基準日とする場合は、新築住宅引渡証明書等。）
V2H		
家庭用燃料電池		
地中熱ヒートポンプシステム	工事完了日	補助対象設備概要書（様式第2号別紙1）
既存住宅省エネルギー改修		工事概要書（様式第2号別紙2）
みやぎゼロエネルギー住宅	住宅引渡日	新築住宅引渡証明書等

※特例あり（12ページ）

（例）太陽光受給開始日が令和3年12月20日の方→一次募集にのみ申込可能

省エネ改修の工事完了日が令和4年5月10日の方→二次募集にのみ申込可能

- ・募集区分毎に、総申込額が予算額を上回った場合は、抽選により審査対象者を決定します。（失格・辞退者が出た場合は、抽選順位に従って繰り上げします）。総申込額が予算を下回った募集区分の残予算については、三次募集終了後に、交付できなかった申込者の中から再度繰り上げを実施するためにプールされます。（下記抽選のイメージを参照してください）

【例：一、三次募集で総申込額が予算を上回り、二次募集で総申込額が予算を下回った場合】

募集区分	予算額(千円) (a)	総申込額(千円) (b)	差し引き(千円) (a-b)	抽選	交付できない 申込者数	繰り上げ区分 順位※
一次募集	109,536	120,000	-10,464	実施	25 人	1 位
二次募集	86,064	80,000	6,064	未実施	—	—
三次募集	65,200	70,000	-4,800	実施	13 人	2 位

※交付できない申込者数の多い順に残予算の繰り上げ区分順位を決定し、残予算が無くなるまで、一次募集 1 位、三次募集 1 位、一次募集 2 位、三次募集 2 位・・・の順番で繰り上げる。

【基準日の特例について】

以下の条件を満たす場合は、**基準日を読み替えます。**申し込みは、**読み替え後の基準日に基づく募集期間中**に行ってください。

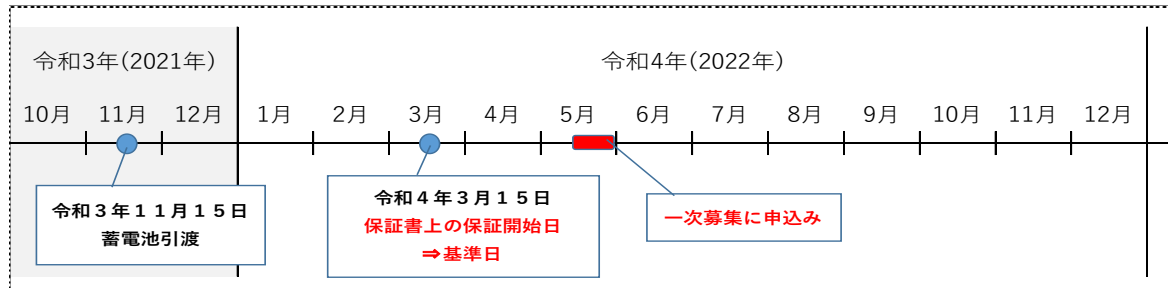
●蓄電池、V2H、エネファーム

保証書の保証開始日と実際の引渡日が異なる場合

【変更後の基準日】保証書の保証開始日

- 【特例適用条件】
- ・保証書に記載の保証開始日が、令和3年12月以降であること。
 - ・設備の引渡日が、令和2年12月から令和3年11月の間であること。

(例)



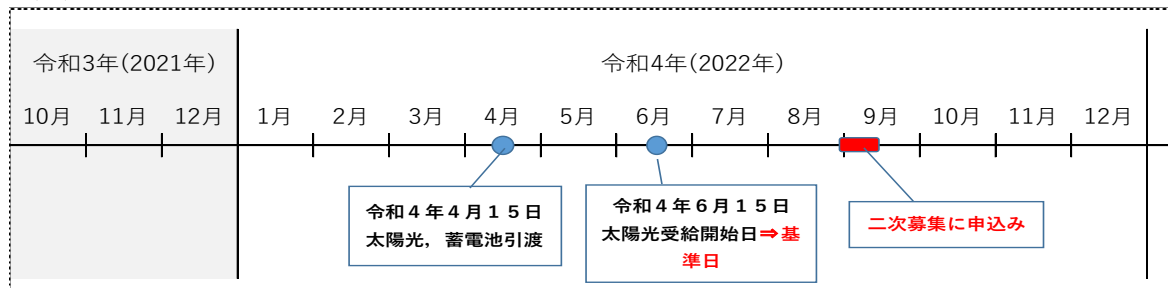
●蓄電池、V2H

太陽光と同時設置した場合で、蓄電池等の基準日より太陽光の基準日が遅い場合の特例

【変更後の基準日】受給開始日

- 【特例適用条件】
- ・受給開始日が、令和3年12月以降であること。
 - ・蓄電池等の引渡日が、令和2年12月～令和4年11月の間であること。

(例)



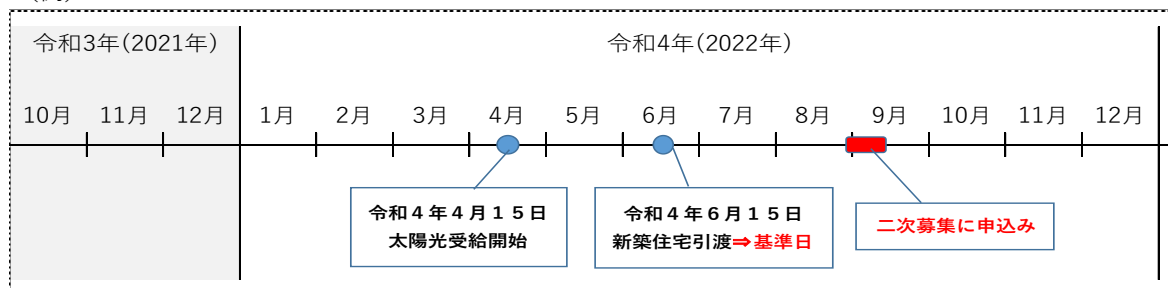
●太陽光 ※新築時に設置する場合のみ

新築住宅の引き渡しの前に、太陽光の電力受給が開始した場合

【変更後の基準日】新築住宅引渡日

- 【特例適用条件】
- ・新築住宅引渡日が、令和3年12月以降であること。
 - ・受給開始日が、令和2年12月～令和4年11月の間であること。

(例)



申請時の提出書類

- 全ての書類は、各1部を、原則としてA4版かつ片面使用で提出してください。写真等サイズが小さい書類もA4版の紙に添付して大きさを揃えてください。また、A4版に縮小すると記載内容が識別できない書類は、A3版に印刷してください。
- 原本提出が求められる公的書類は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間を有効期間とします。（センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。）
- 申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ホチキス留めせずにクリップまたはダブルクリップで左上を綴じてください。

【提出書類リスト】 ●必須の書類 ○場合によっては必要な書類 ◎いずれかが必要な書類

	提出書類	太陽光	地中熱	蓄電池	V2H	エネファーム	省エネ改修	ゼロエネ住宅	参照	様式
1	提出書類チェックリスト	●	●	●	●	●	●	●	P14	
2	交付申請書	●	●	●	●	●	●	●	P14	様式第2号
3	住民票抄本	●	●	●	●	●	●	●	P14	
4	県税納税証明書	●	●	●	●	●	●	●	P14-15	
5	契約書の写し	●	●	●	●	●	●	●	P16	
6	振込口座通帳の写し	●	●	●	●	●	●	●	P16	
7	写真（住宅全体・設備）	●	●	●	●	●	●	●	P16-18	参考様式3
8	設備引渡証明書		◎	◎	◎	◎		◎	P18	参考様式6
9	電力受給契約書の写し等	◎		◎	◎			◎	P18-19	
10	モジュールの公称最大出力が分かる資料	◎						◎	P19	
11	工事箇所・内容を示した図面		●				●		P20	
12	カタログ、仕様書等の写し		●				◎		P21	
13	見積書の写し	○	●	○	○	○			P21	
14	納品書・出荷証明書の写し						●	●	P21	参考様式4
15	みやぎスマエネ倶楽部入会申込書 ※1	●							P21	
16	BELS評価書							●	P21	
17	新築住宅の引渡証明書	○		○	○	○		●	P22	
18	住宅施工証明書							●	P22	参考様式5
19	垂直積雪量に係る確認書 ※2							○	P22	様式第5号
20	その他理事長が必要と認めるもの	○	○	○	○	○	○	○	P22-23	参考様式1他

※1 次の場合は提出不要

- ・太陽電池モジュールのみを増設し、パワーコンディショナを増設しない場合
- ・給電部分に住居用途以外を含む場合
- ・電力会社への売電を伴わない、系統連系のみを行う場合
- ・既に他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトに登録している場合

※2 多雪地域において、再エネ含め基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー削減の場合のみ提出

1 提出書類チェックリスト

- ・該当する項目全てにチェックを入れ、申請書類と併せて提出してください。

2 交付申請書・設備概要書

- ・申請するメニューにより様式が異なりますので、間違えないようご注意ください。
〈太陽光、地中熱、蓄電池、V2H、エネファームの場合〉
交付申請書兼完了報告書（様式第2号）＋補助対象設備概要書（様式第2号別紙1）
〈省エネ改修の場合〉
交付申請書兼完了報告書（様式第2号）＋工事概要書、工事内容書（様式第2号別紙2、3）
〈みやぎゼロエネ住宅の場合〉
交付申請書兼完了報告書（様式第2号）＋設備・工事概要書（様式第2号別紙4）

3 住民票抄本

- ・有効期間は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間とします。
（センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。）
- ・申請者本人分のみ必要です。世帯全員分を取得した場合は、取得した全ページを提出してください。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。
- ★ これから転居される住宅へ補助対象設備等を設置される場合、住民票異動後に申請してください。
ただし省エネ改修の場合は、改修後1年以内に転居の予定があれば住民票異動前であっても申請できます。
- ★ 申請者本人が申請住宅に居住しておらず、申請者と生計を同一にする親族が居住している場合は、申請者本人の住民票に加え、追加の書類提出が必要となります。⇒22ページ（20その他理事長が定める書類）

4 県税納税証明書

- ・有効期間は、発行機関が書類を発行した日から3ヶ月間とします。
（センターが申請書類を受付した時点で有効期間外になっていた場合は、再提出をお願いします。）
 - ・申請者本人分が必要です。
 - ・納税証明書とは、全ての県税に未納が無いことを県税事務所長が証明したもので、下記の県税事務所から発行を受けることができます。（宮城県内に住民票がない、または非課税の方でも取得可能です。）
- ※誤って県税納税証明書ではない、市町村発行の納税証明書または課税証明書を提出される例が散見されていますので、ご注意ください。

【県税事務所一覧】

No	事 務 所 名	担 当 班	電 話 番 号	所 在 地
1	宮城県大河原県税事務所	納税第二班	0224-53-3112	柴田郡大河原町字南129-1
2	宮城県仙台南県税事務所	納税第二班	022-248-2986	仙台市太白区長町7-22-20
3	宮城県仙台中央県税事務所	納税部収納管理班	022-715-0625	仙台市青葉区上杉1-2-3
4	宮城県仙台北県税事務所	収納管理班	022-275-9122	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
5	宮城県塩釜県税事務所	納税第二班	022-365-4194	塩竈市錦町5-28
6	宮城県北部県税事務所	納税第二班	0229-91-0704	大崎市古川旭4-1-1
7	宮城県北部県税事務所栗原地域事務所	税務班	0228-22-2111(代)	栗原市築館藤木5-1
8	宮城県東部県税事務所	納税第二班	0225-98-3410	石巻市あゆみ野5-7
9	宮城県東部県税事務所登米地域事務所	税務班	0220-22-6111(代)	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
10	宮城県気仙沼県税事務所	納税班	0226-24-2531	気仙沼市字赤岩杉ノ沢47-6

《県税納税証明書申請書の書き方》

班 長		班 員		担 当 者	
--------	--	--------	--	-------------	--

納税証明書交付申請書

宮城県

県税事務所長 殿

年 月 日

（代理人（代理人申請の場合のみ記入））

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。
該当する□にレ点を記入し、必要事項を記入してください。

納税義務者

申請者の住所

申請者の氏名

申請者の電話番号

個人番号又は法人番号

※この欄に納税義務者の押印がない場合は委任状が必要です。

①使用目的 （この申請書は使用目的ごとに作成すること。）	☐ 金融機関への融資申込み ☐ 建設業の許可申請 ☐ 建設業の変更等の届出 ☐ 自動車の（名義変更・抹消登録・譲渡）宮・宮・仙 ☐ ※宮城県入札参加資格等承認申請（物品調達等・建設工事・建設関連業務） ☐ ※酒類（販売・製造）業の免許要件の確認書類（滞納なし・滞納処分） ☒ その他（「補助金申請のため」）	
	☐ 金融機関への融資申込み ☐ 建設業の許可申請 ☐ 建設業の変更等の届出 ☐ 自動車の（名義変更・抹消登録・譲渡）宮・宮・仙 ☐ ※宮城県入札参加資格等承認申請（物品調達等・建設工事・建設関連業務） ☐ ※酒類（販売・製造）業の免許要件の確認書類（滞納なし・滞納処分） ☒ その他（「補助金申請のため」）	
①使用目的が※の場合は②③④を記入する必要があります。	②証明事項	☐ 納付すべき額、納付済額、未納額 ☐ 申請前2年以内に納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと ☒ 未納がないこと ☐ その他（ ）
	③税 目	☐ 法人県民税 ☐ 法人事業税 ☐ 個人事業税 ☐ 自動車税種別割 ☒ 全ての県税 ☐ その他（ ）
	④期 別 事業年度	年度(年) (年 月 日 から 年 月 日) 年度(年) (年 月 日 から 年 月 日) 年度(年) (年 月 日 から 年 月 日) (記入不要です)
⑤請 求 通 数		通

- 注1 使用目的が※の証明及び未納がないことの証明は確認に時間を要する場合があります。
- 注2 法人県民税・法人事業税が証明内容に含まれる場合（全ての県税について未納がないことの証明も含む）納税義務者は本社となります。
- 注3 本社が納税義務者の場合は、代表者印（実印）を押印してください。
- 注4 上記注3に係る代表者の押印がない場合は本社代表者印が押印された委任状が必要となります。
- 注5 窓口に来られた方の身分証明書等を確認する場合があります。
- 注6 加除・訂正した場合で、訂正印のないものは無効です。
- 注7 ④期別事業年度に表してある年度について個人事業税は期別（事業年）として取り扱います。

県機関使用欄

通 枚 円



【申請方法】

- 納税証明書交付申請書は各県税事務所（扇町出張所を除く。）窓口にありますので、必要事項を記入のうえ、申請してください。
- 申請書はこちらからダウンロードもできます
→ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>
- 納税義務者本人以外の方が申請する際は、「委任状」が必要となります。また、窓口に来所する方の確認できるもの（運転免許証、保険証、住民票等）を持参してください。
- 納税義務者本人が申請する場合についても、本人確認ができるものを持参してください。
- 県税を納付して1週間以内の場合は、その領収書を交付窓口を持参してください。
- 発行手数料がかかりますのでご注意ください。

5 契約書等の写し

- ・申請者が契約者（共有名義も可）となっている工事請負契約書、売買契約書等をご提出ください。ゼロエネ住宅の場合は、新築工事請負契約書又は新築建売住宅売買契約書をご提出ください。
- ・注文書と注文請書のセットでも契約書の代わりと見なします。
- ・次の内容が確認できるページを提出してください。①発注者及び受注者の記名押印、②補助対象設備等の工事を含むこと、設置住所、③印紙及び消印。（契約書に補助対象設備等が含まれていることが明示されていない場合は、見積書や領収書（参考様式2等）等、補助対象設備等を含むことが確認できる書類を追加提出してください。約款等その他のページは不要です。）
- ・電子契約書である場合、認証書をセットで提出してください。（双方の個別番号の一致が確認できる必要があります。）

★ 申請者以外が契約している場合 ⇒22ページ

《参考》

The diagram shows a sample form titled "工事請負契約書" (Construction Contract). At the top right, there is a date field "〇年〇月〇日". Below the title, there are two circular stamp areas. The first stamp area is annotated with a box stating: "収入印紙が貼付され、消印があるもの（電子契約、または、別納である旨が記載されている場合を除く）" (Must have a revenue stamp and a cancellation mark, except for electronic contracts or advance payment contracts). The second stamp area is annotated with a box stating: "申請者、請負者双方の押印があるもの" (Must have stamps from both the applicant and the contractor). Below the stamps, the form contains the following text: "注文者：仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城 太陽" (Client: 3-8-1 Honcho, Aomori City, Miyagi Prefecture, Taiyō) and "請負者：仙台市青葉区本町〇〇―〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇" (Contractor: 〇〇-0 Honcho, Aomori City, Miyagi Prefecture, Taiyō Co., Ltd., Representative Director 〇〇〇〇).

6 補助金振込口座通帳の写し

- ・申請者本人のものであり、金融機関名、支店名、預金種別、口座カナ名義、口座番号が記載されている見開きページの写しを提出してください。（支店名が現存することをご確認ください）
- ・ネットバンキング等の通帳を発行しない金融機関の場合、上記の内容が確認できるキャッシュカードのコピーまたは Web 画面のコピー等を貼付してください。（A4版用紙に文字等が識別できる濃さでコピーしてください。）
- ・補助金振込口座は、普通（総合）口座以外は指定できません。

7 写真（補助対象設備等を設置した住宅の全体、補助対象設備）

- ・申請住宅の全体と設備の設置を確認できるカラーの写真を提出してください。
- ・写真台紙として（参考様式3）を用意していますが、使用しなくても構いません。（参考様式3以外で提出する場合、各台紙の上部に申請者名を、各写真に説明を加えてください。）
- ・小さいサイズで印刷した場合、A4サイズの紙に貼付して提出してください。
- ・写真が不鮮明な場合は、再提出をお願いする場合があります。
- ・太陽光発電システム又はみやぎゼロエネ住宅の場合、パワーコンディショナの銘板の写真が必要となります。複数のパワーコンディショナを設置した場合は、全て撮影してください。

〈住宅の全体写真〉※全設備共通

一方向からでは、全体の撮影ができない場合は、複数の方向から撮影してください。



- * 全景写真には補助対象設備が写っていない構いません。
- * 集合住宅の場合は、集合住宅全体の写真（下から見上げる全景と、部屋の番号が分かる住戸の前を撮影してください。）



〈太陽光発電システム、みやぎゼロエネ住宅〉

- ・ 太陽電池モジュールの全体写真



- ・ パワーコンディショナの銘板の写真
（銘板の文字等が鮮明に読み取れること）



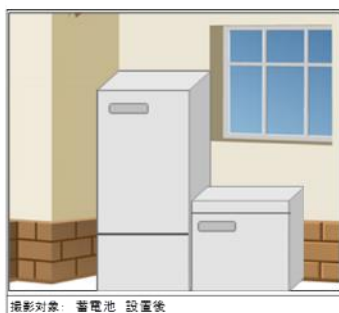
* ガレージの上など、電気を使用する住宅と離れた場所にパネルを設置した場合は、パネルが設置されている場所と、電気が使用されている場所の両方の写真が必要です。

〈地中熱ヒートポンプシステム〉

掘削孔の施工写真、地中熱ヒートポンプの写真、補助対象となる空調設備・給湯設備等の全ての写真（型番・製造番号が確認できる銘板の写真を含む）

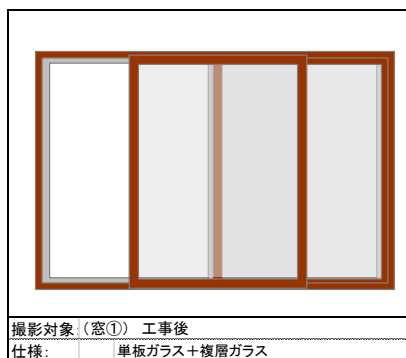
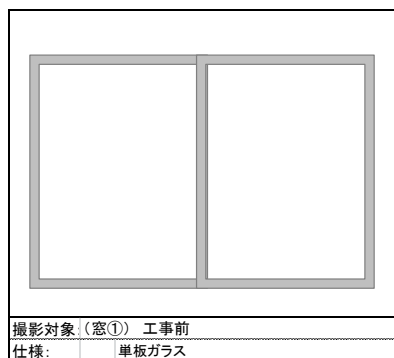
〈蓄電池、家庭用燃料電池、V2H、みやぎゼロエネ住宅〉

補助対象設備本体の全体写真、型番・製造番号が確認できる銘板の写真（銘板の文字等が鮮明に読み取れること）

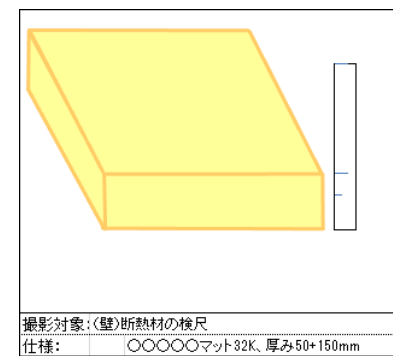
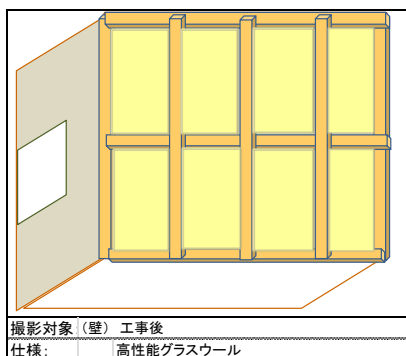
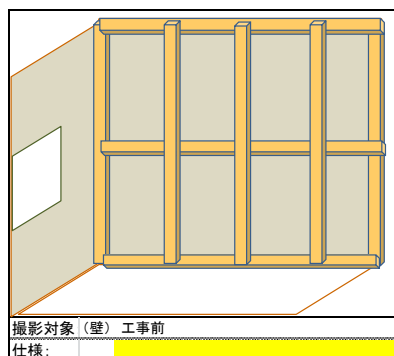


〈省エネルギー改修工事〉

- ・ 窓等開口部は、窓毎に工事前と工事後の写真を撮影し、写真台紙等に工事内容書及び図面と一致する窓番号を必ず記載してください。
- ・ 外壁等断熱材は、申請区分毎（壁と床を施工する場合はそれぞれ）に工事前と工事後の写真を1枚ずつ撮影し、写真台紙等に工事部位を記載してください。工事前写真は、仕上げ等を撤去し断熱施工する直前を、工事後写真は、断熱材の施工を完了しスケール等により施工厚さが確認できる状態で撮影してください。
- ・ 既存断熱材の性能を加えなければ基準に達しない場合、既存断熱材が確認できる写真も必要です。
- ・ 本ページに示されている記載内容の条件を満たしていれば、他の補助金申請に使用した様式の写しを提出しても差し支えありません。



- *内窓設置の場合は、窓をずらして撮影するなど、二重であることが分かるように撮影。
- *カーテンや家具などで窓が隠れている場合は認められません。
- *仕上げ材施工後の断熱材が見えない状態の写真では認められません。
- *既存の断熱材の性能と併せて基準に適合する場合は、既存の断熱材が確認できる写真が必要です。



〈みやぎゼロエネルギー住宅〉

- 窓等開口部は、窓毎に施工後の写真を撮影し、写真台紙等に窓の種類、型番及び施工した部位を記入してください。
- 外壁等断熱材は、断熱材の種類ごとに代表的な施工写真を一枚ずつ撮影し、写真台紙等に断熱材の種類、型番及び施工した部位を記入してください。
- 本ページに示されている記載内容の条件を満たしていれば、他の補助金申請に使用した様式の写しを提出しても差し支えありません。
- ★ 全ての種類の断熱材が撮影できない場合 ⇒23 ページ

8 設備引渡証明書

- 参考様式6またはそれと同様の情報（引渡日、購入者名、設置場所、販売店名、メーカー名、型番号及び製造番号等の製品情報）が確認できる書類の写しをご提出ください。日常用いている引渡証等に型番等の記載がない場合、必要事項が記載された保証書の写しも組み合わせて提出することも可能です。
- 設備等を住宅の新築と同時に設置し、基準日を住宅の引渡日に読み替える場合、住宅の引渡証明書等（任意書式）を併せて提出してください。

9-1 電力受給契約確認書（電力会社との売電契約書等）の写し

- 売電契約を締結している場合に提出が必要です。
- 9-2 の提出は不要です。
- 出力が 10kW 以上である場合は申請できません。
- 契約名義が申請者と異なる場合、別に「申立書」（参考様式1）の提出が必要です。（22 ページ参照）
- 契約者の名義、受給地点、最大受電電力、逆変換装置（インバータ）の情報、受給開始日のうち、いずれかが記載されていない場合は、それらが分かる資料を併せてご提出ください。インバータの情報欄が空欄の場合は、別紙の PCS 内訳書を提出してください。
- その他、確認書が複数ページにわたる場合は、全てのページを提出してください。

《参考》電力受給契約確認書の例

電力受給契約確認書

このたび、「太陽光発電設備の系統連系および電力購入に関する契約要綱」（以下「受給契約要綱」といいます。）にもとづき申込みをいただきました系統連系ならびに太陽光発電設備からの電力売電の申込みにつきまして下記内容にて承諾いたします。

なお、本書は当社とお客さまとの受給契約に係る確認書となりますので、受給契約要綱とあわせてご確認・保管いただきますようお願いいたします。

記

ご契約内容（以下の内容についてご確認ください）

ご契約名義	※申請者と異なる場合、申立書が必要			
受給地点 (発電設備設置場所)				
系統連系電圧	低圧	最大受電電力	10未満	kW
配線方法	余剰配線	受電点における 3P3Eの設置	なし	
逆変換装置 (インバータ)	定格出力	kW	型式	認証番号
電圧上昇抑制機能	進相無効電力制御	V	出力制御	V
時に指定が無い保護継電器の整定値は、認証証明書に記載の整定値といたします。				
太陽光発電設備以外の 自家用発電設備等の併設	なし	太陽光発電設備以外の 自家用発電設備等による 押上効果	なし	
購入単価	・買取制度の単価適用期間 [※] 円 00 銭（1キロワット時あたり、税込） ※電力受給開始日以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して、120月日の検針日の前日 までといたします。なお、電力受給開始日の検針日となります。 ・買取制度の単価適用期間終了後は、 ・電力受給開始日の変更により購入単価			
受給開始日	年	月	日	設備認定番号
契約期間	契約期間は、受給契約が成立した日からその日が属する年度の3月31日までといたします。 ただし、契約期間満了に先立ち、当社、発電者いずれからも申出がなく、受給契約要綱の28 (契約の変更)、29(契約の廃止)、30(契約の解約)に該当する事由がない場合は、 契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。			
その他	・上記に記載されていない契約事項につきましては、受給契約要綱によります。また、受給契約要綱が変更された場合は、 変更後の受給契約要綱によります。			

9-2 系統連系に係る契約書類の写し

- ・系統連系するものの売電契約を締結しない場合に提出が必要です。この場合、基準日は受給開始予定日に読み替えます。
- ・下記の書類を提出してください。
 - ①太陽光発電の系統連系技術検討結果のお知らせ又は系統連系に係る契約のご案内の写し
 - ②太陽光発電設備の系統連系開始について（申請者控え）の写し
- ・9-1の提出は不要です。
- ・出力が10kW以上である場合は申請できません。
- ・契約名義が申請者と異なる場合、別に「申立書」（参考様式1）の提出が必要です。（22ページ参照）
- ・契約者の名義、受給地点、受給最大電力、逆変換装置（インバータ）の情報、受給開始日のうち、いずれかが記載されていない場合は、それらが分かる資料を併せてご提出ください。
- ・その他、書類が複数ページにわたる場合は、全てのページを提出してください。

10 申請する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が分かる資料

- ・下記のいずれかをご提出ください。
 - ①システム配置図（割付図）
 - ②設備仕様書
 - ③出力対比表

11 工事箇所、内容が記された図面

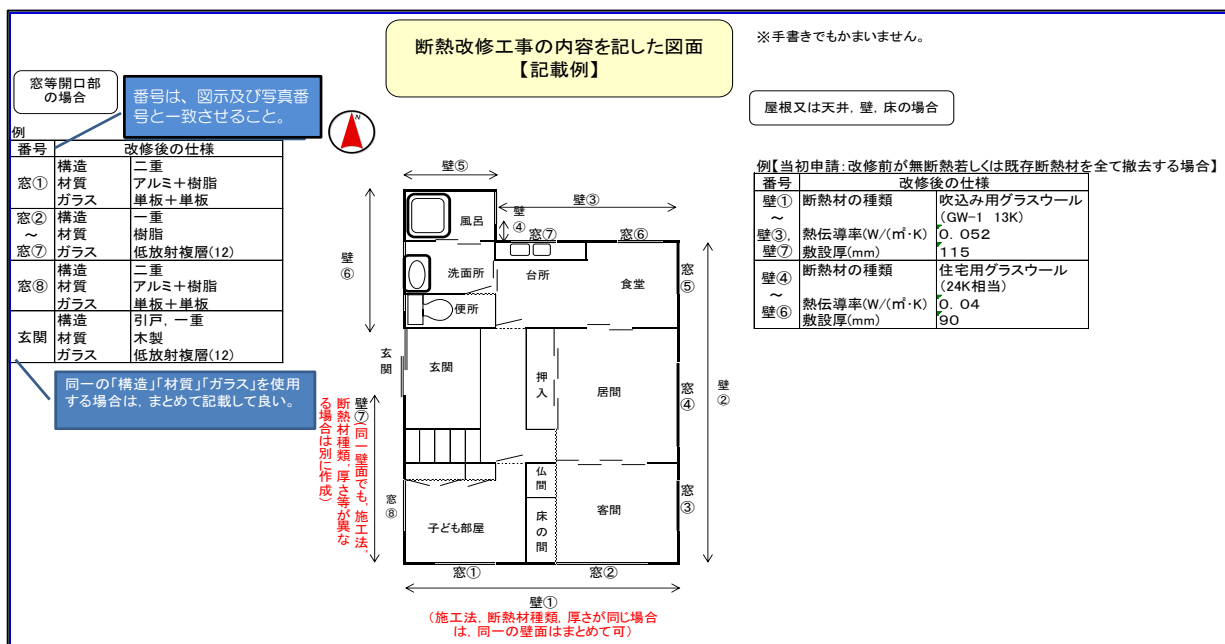
〈地中熱ヒートポンプシステムの場合〉

- ・設置位置を示す平面図及び掘削孔の深度等を確認できる立面図をご提出ください。

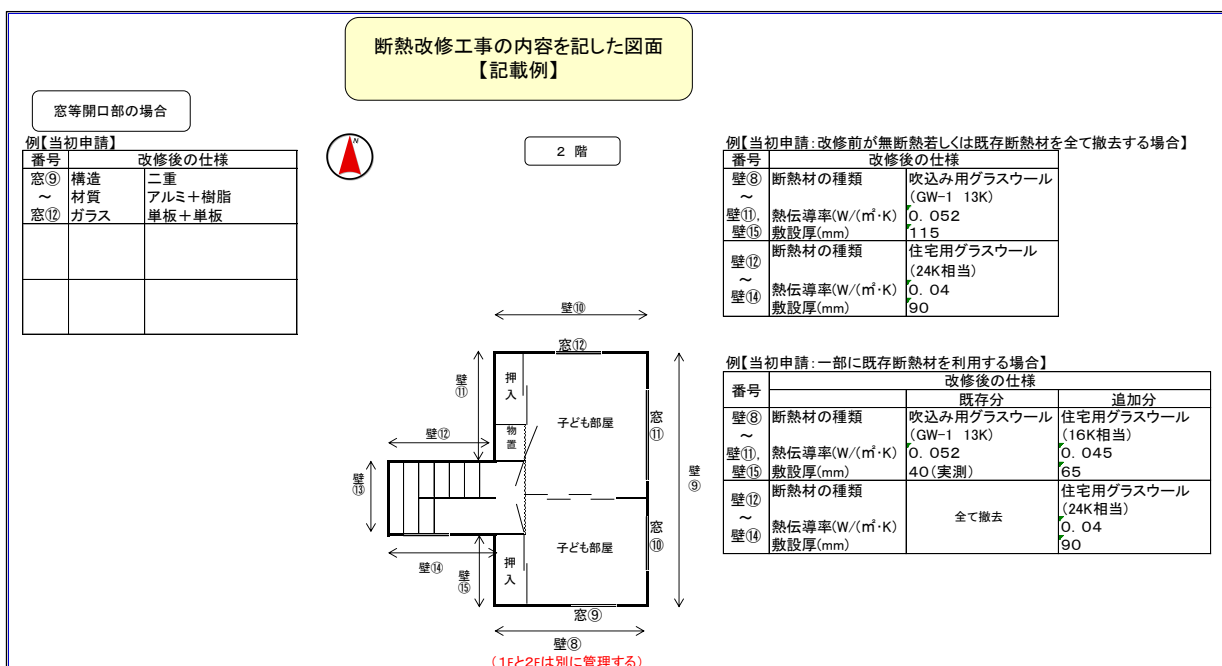
〈既存住宅省エネルギー改修の場合〉

- ・省エネルギー改修の補助を申請する場合は、下記の内容が全て記載された図面をご提出ください。
 - ①改修する部位、箇所数量等を明らかにすること。（改修箇所ごとに工事内容書と一致する番号をつけること）
 - ②改修する内容を箇所ごとに明らかにすること。
 - ③増築を伴う改修の場合は、増築部を明示すること。（増築部の断熱材の施工は補助対象外です）
 - ④既存の窓を分割して複数の窓等を申請する場合は、分割前の窓等の面積と、分割後の各窓等の面積を記入すること。（分割した窓等は、既設の面積を上回らない範囲で申請可能です。）
 - ⑤間仕切り変更等により、窓等を移設して申請する場合は、移設前後の位置関係がわかるようにすること。（新設の窓等は補助対象外です。）

《参考1》



《参考2》



12 仕様書、カタログ等の写し

〈地中熱ヒートポンプシステム〉

- ・設備の要件（COP3.0 以上であること）を確認できるもの。

〈省エネ改修〉

- ・別紙判断基準により適合と判断した場合は、該当欄に窓番号を記入した判断基準そのものを提出してください。
- ・窓等の改修で別紙判断基準によらずに基準値を満足している場合、性能証明書（こどもみらい住宅支援事業及びグリーン住宅ポイント制度の証明書を含む）やカタログ等、熱貫流率が確認できる書類を提出してください。（ガラス交換の場合、既設の建具とセットにした後の熱貫流率が分かる資料。）
- ・外壁、屋根・天井、床の改修で、既設断熱材の性能も加える必要がある場合は、既設断熱材の熱抵抗値がわかる資料を提出してください。

13 見積書

- ・地中熱ヒートポンプシステムの申請をする場合に必要です。
- ・補助対象設備等の本体、部材費用、及び一体不可分の工事費用が分かるものとしてください。

14 窓・断熱材等の納品書、出荷証明書等の写し

- ・省エネ改修又はゼロエネ住宅を申請する場合に必要です。
- ・参考様式4もしくはそれと同等の情報（製品名称、寸法、数量、納品場所、納品日）が記載されている書類を提出してください。条件を満たしていれば、こどもみらい住宅支援事業の証明書等、他の補助金申請に使用した様式の写しでも差し支えありません。
- ・様式第2号（申請書）の記載内容と一致している必要があります。
- ・省エネ改修における窓等開口部の場合、工事内容書及び図面と同じ窓番号を余白に記載してください。
- ・断熱材の出荷量がケース数で記載されている場合、㎡数に換算した数量を追記してください。

15 「みやぎスマエネ倶楽部」入会申込書 みやぎスマエネ倶楽部とは？ ⇒24ページ

- ・太陽光発電システムを申請する場合に必要です。
- ・入会規約をご覧いただいた上で、入会申込書に必要事項を記入してください。
- ・下記のいずれかに該当する場合は提出不要です。
 - ①増設の申請で、パワーコンディショナを増設しない場合
⇒申請書（様式第2号別紙1）「ハ モジュールの設置種別」は、「パネルのみ増設」にチェックしてください。
 - ②住居用途以外にも電力が供給される場合（離れを含む）
⇒申請書（様式第2号）「申請住宅の住宅用途以外の部分の有無」は、「有」にチェックしてください。
 - ③系統連系のみで、売電しない場合
⇒申請書（様式第2号）「売電の状況」は、「系統連系のみ」にチェックしてください。
 - ④既に他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトに登録している場合
⇒国のZEH補助金（令和4年度ZEH支援事業）に申請した方で、Jークレジット事業の実施に関する意思表示として「Jーグリーン・リンケージ倶楽部」への参加を選択された場合は、スマエネ倶楽部には参加ができないため、申込は不要です。この場合、申請書（様式第2号）「他のプロジェクト等に登録している」にチェックしてください。その他の場合は、事前にセンターにご連絡ください。

16 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（BELS 評価書）

- ・取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（BELS 等、第三者の認証を受けているものに限る）によるもので、『ZEH』または NearlyZEH であることを示すものであること。BELS の場合、ZEH マークがついているもののみが対象となります。
- ・一次エネルギー消費量の削減率・外皮平均熱貫流率（ U_A ）が記載されており、かつ、要件を満たすことを確認してください。
- ・評価書の全ページの写しを提出してください。
- ・評価書取得時の住宅の仕様から変更があった場合は、実際の仕様を反映した評価書を取得して提出してください。

17 新築住宅の引渡証明書

- ・建築主氏名、建物所在地、引渡日、工事施工者又は建売販売者及びその押印が記載されたものを提出してください。

18 住宅施工証明書

- ・参考様式5又はこれと同等の内容が記載された書類で、BELS 評価書により認証された仕様通りに施工されたことを示す書類を提出してください。

19 垂直積雪量に係る確認書（様式第5号）

- ・多雪地域に該当するものとして、再生可能エネルギー等を含む設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が、75%以上 100%未満の場合のみ提出が必要です。

20 その他理事長が定める書類

★ 法人または個人事業主名義で申請する場合

【添付書類】

法人の場合は商業登記簿謄本（現在事項全部証明書、発行から3ヶ月以内のもの）

個人事業主の場合は事業申告書の写しを提出してください。

★ 単身赴任等で、申請者本人が申請住宅に居住しておらず、申請者と生計を同一にする親族が居住している場合

【添付書類】

- ・申立書（参考様式1【単身赴任・生計同一者の住居に設置・住民票を異動できない場合等】）
- ・申請者本人及び申請住宅に居住する生計同一者双方の本籍地が記載された住民票（双方の住民票の本籍地が不一致の場合は、住民票とは別に両者の関係を示す戸籍謄本等。）
- ・申請住宅の最新の検針票の写し（電気または水道のご使用量のお知らせ等）1ヶ月分

★ 住民票を異動できない場合 ※自己都合で異動できない場合は、原則補助対象となりません。

（1）原発事故による影響で避難中の場合

【添付書類】

- ・住民票の代わりに「届出避難場所証明書」を提出してください。

（2）住民票を異動させることで、公立の保育園に通えなくなるなど、著しい不利益が生じる場合 申請時まで住民票を異動する必要はありませんが、下記書類をご提出ください。（著しく不利益になる状況が解消されたら、速やかに住民票異動の手続きをとってください。）

【添付書類】

- ・申立書（参考様式1【単身赴任・生計同一者の住居に設置・住民票を異動できない場合等】）
- ・申請住宅の最新の検針票の写し（電気または水道のご使用量のお知らせ等）1ヶ月分

★ 申請者が改修後の申請住宅に転入する予定の場合

- ・省エネ改修の補助を申請する場合に限り、既に県内に既存住宅を所有しており、かつ申請が受付された日付から1年以内に申請住宅に転入予定である場合に補助の対象となります。
- ・申請書の2-②該当欄をチェックしてください。

★ 契約書や電力受給契約確認書等の名義が申請者と異なる場合

契約者や電力受給契約者が申請者と生計を同一にする親族であれば申請ができます。

【添付書類】

- ・申立書（参考様式 1）
- ・申請者と契約者等が申請住宅共に居住している場合は、世帯全員分の住民票（続柄及び本籍地を省略しない。）
- ・契約者が申請住宅に居住していない場合は、双方の本籍地が記載された住民票（双方の住民票の本籍地が不一致の場合は、住民票とは別に両者の関係を示す戸籍謄本等。）

★ 申請住宅以外の部分（納屋やガレージ等）に設備を設置する場合

以下の条件を全て満たす場合は、補助の対象となります。

- ・設備から供給される電気や熱が、申請住宅で消費されていること

【添付書類】

- ・単線結線図（PCS 様式 1-1-1 及び 1-1-2）または実配線図

★ 住居用途以外の部分（離れを含む）も電気系統が共有されている場合

以下の条件を全て満たす場合は、補助の対象となります。

- ・全体の延べ床面積のうち、住居用途部分が2分の1以上であること（登記上の面積比で判断）

【添付書類】

- ・申請住宅の用途別の床面積が分かる書類
建物の登記簿謄本（全部事項証明）原本、登記情報サービスの写し、令和4年度の固定資産税通知書（申請住宅の明細が記載されているページ）の写し等

★ 太陽光の増設として補助申請する場合

太陽光の提出書類に加えて、単線結線図を提出してください。

【添付書類】

- ・単線結線図（PCS 様式 1-1-1 及び 1-1-2）

★ 一部の種類の断熱材が撮影できない場合

断熱材の写真に加え、以下の書類を追加提出してください。ただし、少なくとも1枚以上いずれかの部位の断熱材を撮影した写真の提出が必要です。

【添付書類】

- ・撮影していない断熱材の種類が記載された図面等（矩計図、仕上表等）

★ 外壁と断熱材が一体化しているなど、建材や工法の都合上建設時に断熱材を撮影することができない場合

以下の書類を提出してください。

【添付書類】

- ・申立書（参考様式 1）
…建設時に断熱材を撮影できない理由をご記入ください。
- ・当該建材や工法等の概要が分かる資料
- ・当該断熱材が施工された外壁等の写真（断熱材の種類ごと）
- ・断熱材の種類が記載された図面等（矩計図、仕上表等）

★ 上記以外に、宮城県建築住宅センターから提出を指示された書類等があればご提出願います。

みやぎスマエネ倶楽部について

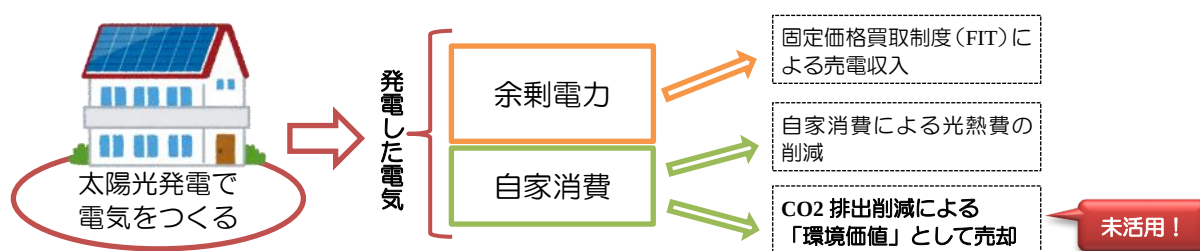
★ みやぎスマエネ倶楽部とは？

…みやぎスマエネ倶楽部は、県民の皆様が設置した太陽光発電設備から生み出された環境価値（CO₂削減効果）を取りまとめ、国のJ-クレジット制度（※）を活用し、その環境価値を見える化するとともに、環境価値の取引により得られる売却益を環境教育事業等に活用することを目的として設立されました。

※省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出削減量をクレジットとして国が認証する制度。

★ 「環境価値」のとらえ方

…太陽光発電により作ったクリーンな電気を自家消費した場合には、同じ量の電気を使用したとしても、化石燃料由来の電気を使ったときに比べて、CO₂排出量が大幅に削減されます。そのため、太陽光発電により作った電気の自家消費には、「環境価値」があるとみなされます。一方、家庭における1件当たりのCO₂排出削減量はそれほど多くないため、「環境価値」の活用が十分に進んでいません。



★ 登録した後はどのようなのですか？



※実績報告は、エネルギー表示器等に表示される発電量・売電量を写真に撮ってメール等で行っていただきます。

※実績報告の依頼は年1回、郵送しております。毎年全員に依頼するものではなく、年1000名程度を抽出し、対象者にのみ依頼いたします。（8年間の登録期間中、複数回の実績報告を依頼する可能性があります。）

★ どんな人が「環境価値」を購入してくれるの？

…自社の製品製造で発生した二酸化炭素排出量とオフセット（相殺）することで、差別化・ブランディング化（例：CO₂フリーの商品）を図りたい企業等が購入するケースが多く見られます。

★ 環境価値の売却益はどのように使われるの？

…環境価値の売却益は、宮城県が実施する環境教育事業等に利用することにより、環境価値の見える化を図り、広く県民の皆様に還元します。環境価値の売却益を活用した事業の詳細は、今後、ウェブサイトにて公表します。